



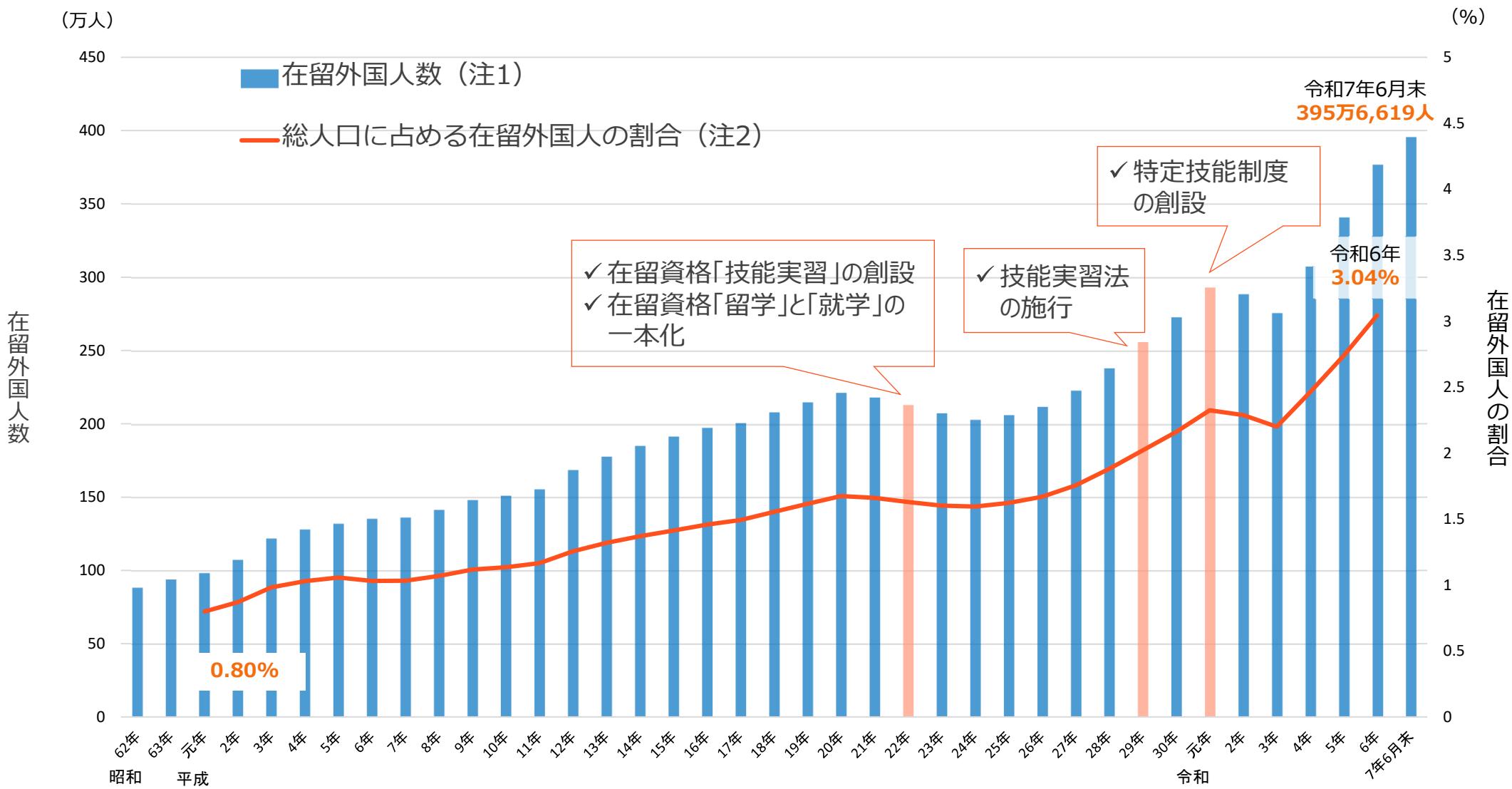
日本語教育を取り巻く状況等について

令和8年2月20日 外国人雇用対策の在り方に関する検討会

総合教育政策局日本語教育課

- 一. 日本語教育を取り巻く状況について
- 二. 認定日本語教育機関等の活用について

在留外国人数の推移



(注1)平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2)総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、**本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）**。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施。必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等

5 日本語能力の評価

試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

認定日本語教育機関について



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」「就労」「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。



また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ

認定日本語教育機関

教師は全て
登録日本語教員



「留学」分野



「就労」分野

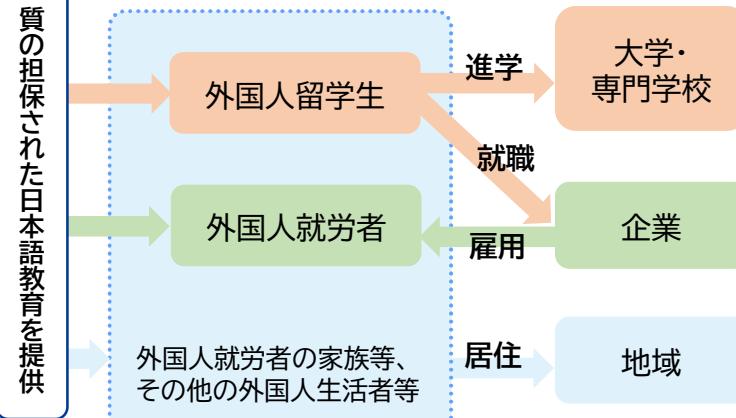


「生活」分野

※認定日本語教育機関の3分野のうち、入学者が「留学」の在留資格を得られるのは「留学」の課程に入学する者のみです。

日本に生活する外国人等

質の担保された日本語教育を提供



「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動（「聞く」「読む」「話す（やり取り、発表）」「書く」）や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、多言語での認定日本語教育機関の情報発信等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ「日本語教育機関認定法ポータル」をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」は
こちらから ➤



認定日本語教育機関制度の創設

法務省告示機関【これまで】

目的	在留資格「留学」を有する外国人の受け入れ機関の告示
----	---------------------------

認定等の主体	法務大臣
--------	------

分野	「留学」のみ
----	--------

教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適當と認められるもの
------	-----------------------------

教員資格	<ul style="list-style-type: none">大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者日本語教育能力検定試験に合格した者 等
------	---

評価	自己評価のみ（義務）
----	------------

認定日本語教育機関【これから】

日本語に通じない外国人が我が国において生活するためには必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育

文部科学大臣

「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設

- 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を1つ以上置くこと
- 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること
- 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等
※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能

「登録日本語教員」を国家資格化

- 日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格
- 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了
※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除

- 自己評価（義務）・第三者評価（努力義務）
- 審議会による実地視察



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

日本語教育機関認定法の施行状況について

◆ 認定日本語教育機関の認定結果

64機関※（申請機関数 194機関）

※うち留学のための課程61機関、就労のための課程 3 機関

◆ 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果

登録実践研修機関：74機関（申請機関数 87機関）

登録日本語教員養成機関：86機関（申請機関数 105機関）

◆ 日本語教員試験の結果（令和7年度）

受験者数	17,597名
合格者数	11,876名
合格率	67.5%

◆ 登録日本語教員の登録状況（令和8年1月30日時点）

登録者数 11,490名

- 一. 日本語教育を取り巻く状況について
- 二. 認定日本語教育機関等の活用について

II. 外国人との秩序ある共生社会実現のための取組

2 外国人制度の適正化等について (1) 日本語教育の充実

イ 大人(労働者)に対する日本語教育

ⅰ 現状と問題点

- 外国人労働者をはじめとする在留外国人が増加し、日本語教育機関においては就労を目的とする生徒割合が増加するなど、我が国における日本語教育のニーズは増加するとともに多様化している。
- 令和9年度から開始する育成労制度**では外国人労働者に対する**認定日本語教育機関による日本語講習が制度化**されるなど、就労分野をはじめとする多様なニーズに対し**専門的な日本語教育機関が質の高い教育を提供することが求められている。**

ⅳ 今後の課題

- 育成労制度の施行後に、監理支援機関や育成労実施者において**認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習**が円滑に行われるよう運用する。〔厚生労働省、法務省〕

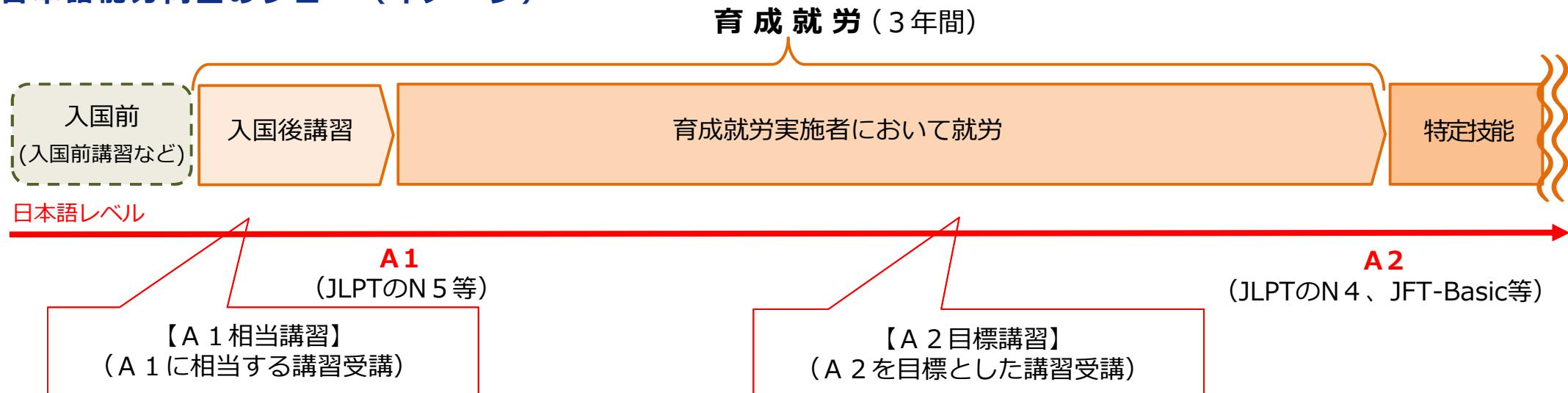
オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

ⅳ 今後の課題

- 我が国に在留する外国人(滞在家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する教育(登録日本語教員の学校への配置)など、**留学生の受け入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討**するとともに、登録日本語教員の専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、待遇の改善を推進する。〔文部科学省〕

(参考)育成労制度における日本語能力向上のための施策

日本語能力向上のフロー（イメージ）



認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



100時間以上

※ 入国後講習においては、日本語のほかにも本邦での生活一般に関する知識等の科目について講習を行う。



認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



100時間以上

※ 各段階の日本語能力の水準は分野ごとにより高い水準を設定可



A 1相当講習・A 2目標講習を提供することは育成労実施者の義務（費用の負担が必要）

※ A 1・A 2相当の試験に事前に合格している者には受講させる必要はない。



A 1相当講習・A 2目標講習は、オンラインで受講することも可能だが、双方で同時にコミュニケーションを取れるものであるなど一定の要件を満たす必要がある。

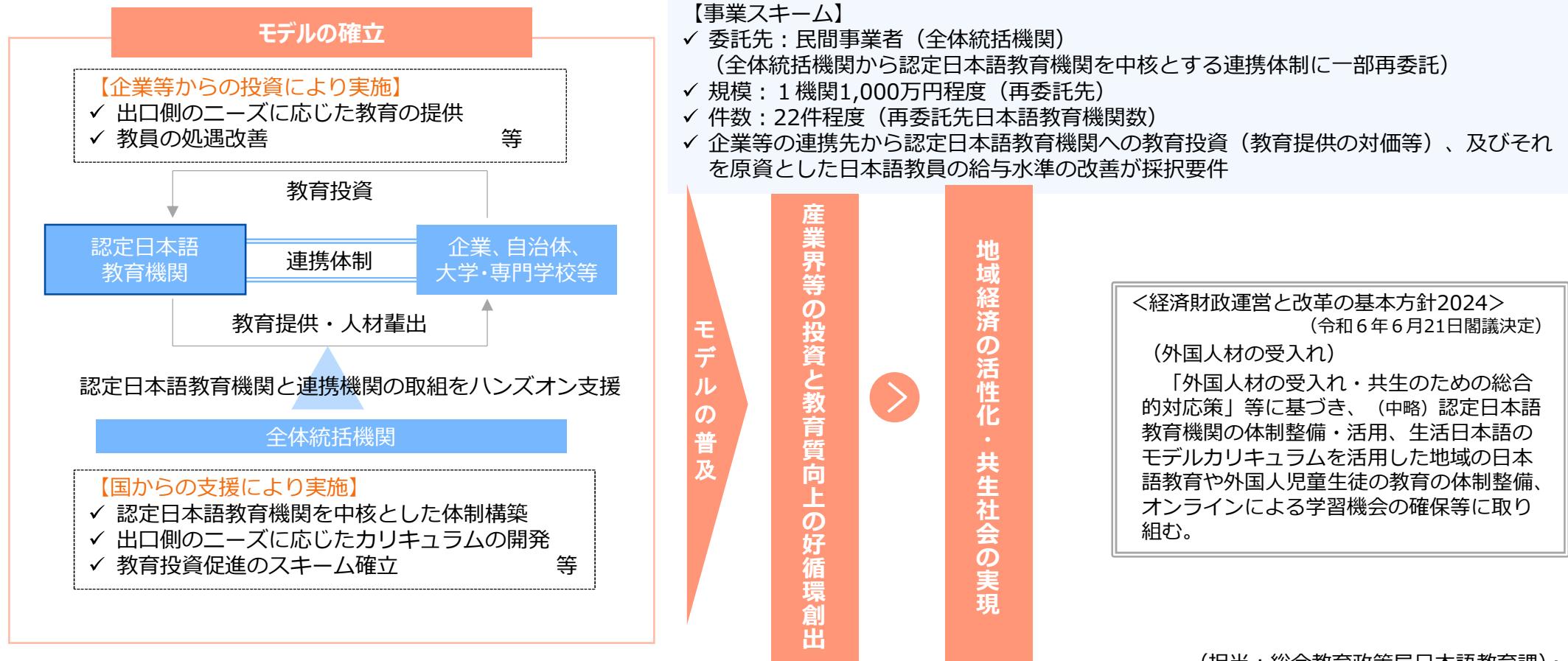
背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。（H25：207万人→R5：341万人※）育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の待遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中心とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。



(参考) 認定日本語教育機関活用促進事業実施団体一覧(※下線は主に就労者を対象とした取組)

代表機関・連携日本語教育機関		事業計画概要
1	学校法人北工学園 東川国際文化福祉専門学校	企業版ふるさと納税を活用した外国人介護人材に対する日本語教育等による地域定着支援
2	公益財団法人名古屋YWCA	外国ルーツの高校生・留学生のキャリア形成等を支える教育連携モデル
3	<u>学校法人アリス国際学園</u> 専門学校アリス学園	地元企業が受け入れるインド人エンジニアへの就労前後一体型の日本語教育支援モデル
4	<u>Ibis株式会社・YAMASA言語文化学院</u>	外国籍人材支援育成機関と日本語教育機関による、就労現場で活きる日本語教育・定着支援強化の実践型プログラム
5	<u>一般社団法人国際パートナーシップセンター・</u> 上山学院日本語学校・名古屋国際日本語学校	地域経済団体と連携した日本語教育機関による企業への教育提供モデルの普及
6	学校法人香川学園メロス言語学院	自治体と連携した地域の外国人就労者・生活者向けの日本語教育基盤の整備
7	<u>一般財団法人日本国際協力センター</u>	宿泊業、自動車運送業等の業界団体と連携した業種別ニーズに応じた日本語教育モデルカリキュラムの開発
8	株式会社アイ・シー・エイ	外国人留学生の地元旅館業への就職を目指すインターンシップを組み込んだ教育プログラム
9	<u>学校法人アジアの風 岡山外語学院</u>	地域の経済団体と連携した育成就労制度を見据えたオンライン日本語講習カリキュラムの開発
10	与野学院日本語学校	自治体と連携した生活者向けプレA1カリキュラムの開発
11	<u>株式会社TCJグローバル</u>	企業への外国人材紹介と就労前後の日本語教育等の一体型サービスの提供モデル
12	学校法人千駄ヶ谷教育学園 千駄ヶ谷外語学院	ビジネス日本語eラーニング教材と企業交流イベントを組み合わせた外国人留学生の国内企業就職支援
13	<u>一般社団法人全日本教育研究会・</u> ミッドリーム日本語学校	AIを活用したビルメンテナンス業界向けの発話型学習教材の開発

日本語教育ニーズの多様化を踏まえた 教育カリキュラム編成・質向上支援事業



令和7年度補正予算額

2億円

現状・課題

- 外国人労働者をはじめとする在留外国人が増加し、日本語教育機関においては就労を目的とする生徒割合が増加するなど、我が国における日本語教育のニーズは増加するとともに多様化。
- 令和9年度から開始する育成就労制度では外国人労働者に対する認定日本語教育機関による日本語講習が制度化されるなど、就労分野をはじめとする多様なニーズに対し専門的な日本語教育機関が質の高い教育を提供することが求められている。
- 従来は主に我が国の高等教育機関に進学しようとする留学生を対象に教育を行ってきた日本語教育機関が、多様な日本語学習者に対してニーズに応じた教育を提供できる体制を早急に整備することが必要。

【我が国における外国人労働者数】

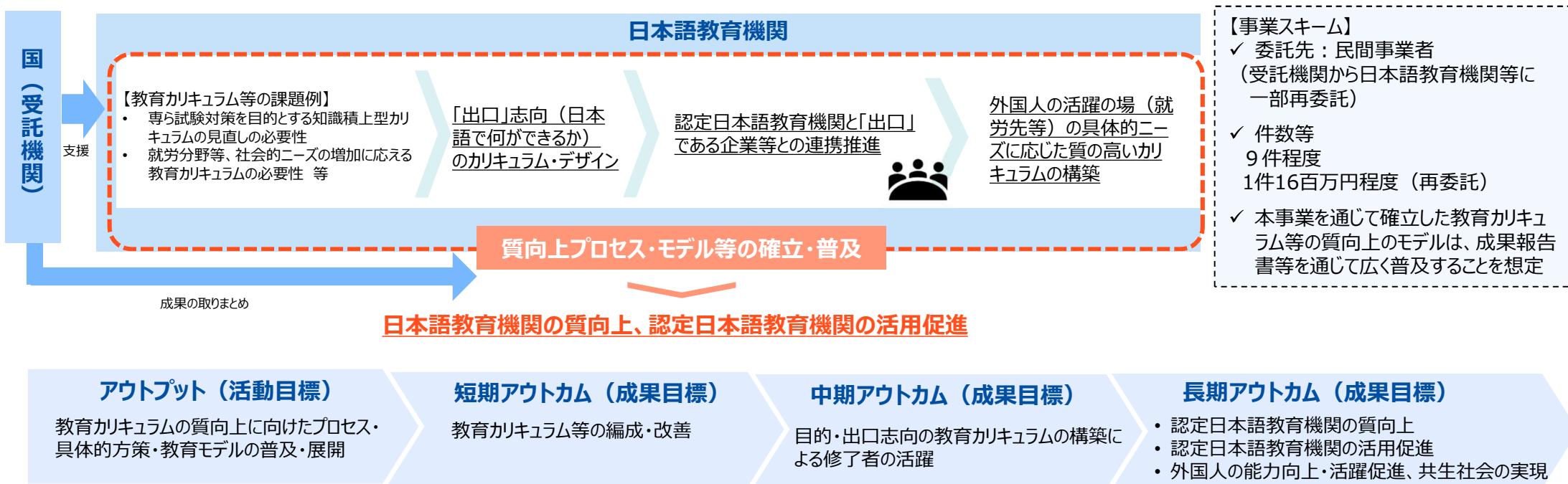
平成26年	令和6年
79万人	230万人

【日本語教育機関の卒業生の進路】

平成25年度	令和5年度
国内進学：80.5%	国内進学：78.9%
国内就職：3.1%	国内就職：10.0%

事業内容

就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、**日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラム**の編成・改善等に関する支援を実施し、**教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデル**を取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開。



（担当：総合教育政策局日本語教育課）

外国人等に対する日本語教育の推進

令和8年度予算額（案）

16億円

（前年度予算額）

16億円

令和7年度補正予算額

4億円



現状・課題

我が国の在留外国人は令和6年末で約377万人。過去30年で約2.78倍に増加し、日本語学習者も令和6年で約29万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化したが、今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1 確保 日本語学習機会の全国展開

①外国人材の受け入れ・共生のための地域日本語教育の推進（拡充）

615百万円（550百万円）

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や日本語教育機関・多様な取組を行う関係機関等と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援するため以下を実施。

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】
 - 地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置
 - 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施
 - 自治体向け会議・研修等の開催、優良事例の全国的な普及

②日本語教室空白地域解消の推進強化

131百万円（147百万円）

日本語教室がない市区町村（日本語教室空白地域）に対し以下を実施。

- ・地域日本語教育スタートアッププログラム・セミナー等実施
日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けた支援を実施。
- ・日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供
ICTを活用し、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材の開発・提供、「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツを追加開発。

条約難民等に対する日本語教育

236百万円（236百万円）

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

③省庁連携日本語教育基盤整備事業等

8百万円（9百万円）

日本語教育を推進するため、以下を実施。

- ・日本語教育推進関係者会議の開催
- ・日本語教育大会の開催
- ・日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

④日本語教育に関する調査及び調査研究

16百万円（17百万円）

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。

⑤日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費

369百万円（392百万円）

88百万円（令和7年度補正予算額）

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。

日本語教育機関の審査等、日本語教員試験の実施・改善、日本語教員試験の免除を受けるための講習の実施、日本語教育機関認定法ポータルの運用保守

2 向上 日本語教育の質の

①日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業（新規）

232百万円（令和7年度補正予算額）

就労分野における外国人の目的や受け入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的な方策・教育モデルを取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

212百万円（229百万円）

30百万円（令和7年度補正予算額）

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

- ・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発・試行
- ・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の展開

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

登録日本語教員に関する情報の公開について

日本語教育人材のニーズ増加を踏まえ日本語教育情報を一元的に発信するポータルサイト「日本語教育機関認定法ポータル」において、令和8年2月より登録日本語教員の情報発信機能を実装。登録日本語教員と日本語教育機関等のマッチングを促進

日本語教育機関認定法ポータル

(<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top>)

登録日本語教員自身の希望により氏名やキャリア等の情報をポータルサイトに公開



ポータルサイトに掲載された登録日本語教員の情報を閲覧し雇用に関する問い合わせや各種依頼が可能

○ 公開項目（主なもの）

氏名

職歴

希望勤務地、希望勤務機関、希望雇用形態

日本語教育に関する経験
・教育課程編成
・クラス担任
・進路指導 等

登録日本語教員

情報公開



連絡（問い合わせ）

日本語教育機関
自治体 企業等

閲覧
(条件検索可)



マッチング

研修履歴

返信※以降個別にやりとり

公開情報を閲覧後、
・法人名
・担当者名
・連絡先（電話・メール）
・問い合わせ内容 等
を登録日本語教員へ連絡